

令和2年3月11日 令和2年第1回千代田区議会定例会（速報版）

議長／ただいまから令和2年第1回千代田区議会定例会継続会を開会します。

本日3月11日は、平成23年の東日本大震災の発生からちょうど9年目となります。

ここに、区議会としてお亡くなりになられました方々に対し、深甚なる弔意を表し、皆様とともに黙祷を捧げたいと思います。

恐縮ですが、御起立をお願いいたします。

黙祷。

（黙祷）

議長／黙祷を終わります。

御着席願います。

日程第1及び第2を一括して議題にします。

執行機関より提案理由の説明をお願いします。

区長。

区長／議案第26号及び第27号千代田区行政監察員の選任の同意について、一括して説明をいたします。

新年度における本区行政監察員につきましては、エンドウキヨシ氏、カトウヒロミ氏の両弁護士を新たに選任いたしたく、千代田区職員等公益通報条例第7条第2項の規定に基づき、区議会の同意を頂くため提案するものであります。

以上2議案につきましては、何とぞ御同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長／お諮りします。

ただいま説明がありました、議案第26号千代田区行政監察員の選任の同意について、議案第27号千代田区行政監察員の選任の同意については、いずれも、石川区長の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第3から第14を一括して議題にします。

はやお恭一企画総務委員長より同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

企画総務委員長。

企画総務委員長／企画総務委員会に審査を付託されました12議案について、審査経過及び結果を報告いたします。

初めに、議案第6号千代田区職員等公益通報条例の一部を改正する条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政監察員の欠格条項から成年被後見人または被保佐人を削除するものです。

公布の日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第6号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号千代田区監査委員条例の一部を改正する条例は、地方自治法の一部改正により、監査委員の権限の強化等として、監査結果に関する勧告制度等が設けられことに伴い、当該制度による勧告及び措置の内容等を速やかに公表する旨を定めるほか、規定を整備するものです。

令和2年4月1日から施行します。

質疑の中で、当該勧告や措置内容の具体的な公表方法については、今後情報収集しながら、監査委員が議論していくこと、国から示された指針をもとに、監査委員が議論しながら、現在、区の監査基準の策定作業を行っていることなどが明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第7号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、特別区において児童相談所が設置できるようになったことに伴い、今後従事することが見込まれる一時保護、家庭訪問等の児童相談所業務については、勤務の特殊性があると認められることから、同業務を特殊勤務手当の支給対象業務として追加するほか、規定を整備するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑の中で、今回新設する特殊勤務手当の支給額については、類似の手当等を考慮したもので、児童相談所の設置が見込まれる22区ではほぼ同様であること、本区でまだ児童相談所の設置が見込まれていないが、今後東京都などの児童相談所に研修派遣する本区職員に対しても支給する必要があるため、今般の条例改正が必要であることなどが明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第9号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号千代田区手数料条例の一部を改正する条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、戸建住宅及び共同住宅の省エネ性能評価方法の簡素化及び建築物エネルギー消費性能向上の計画認定の対象が拡大されたことに伴い、新たに手数料徴収事務及び手数料の額を定めるものです。

公布の日から施行します。

質疑の中で、ビルの中で自家発電を行いながら、その発電時に生じた廃熱をビルの給湯や

冷暖房に活用するという、コージェネレーションシステムのような高効率の省エネ設備の設置スペースに関する今回の改正に伴い、例えばA棟にB棟、C棟のための省エネの設備がある場合は、B棟、C棟の分の設備スペースについても、A棟の容積率に不算入することができるようになったため、これに対応する区の事務手数料を追加する必要があること、容積率の不算入については議論のあるところであるが、もともとのおおの棟での容積率への不算入としていたものが、1つの棟でまとめて容積率への不参入とすることができるようになったものであり、全体として必ずしも床面積増加につながるわけでないことなどが明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第10号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号千代田区景観まちづくり条例は、本区の景観法に基づく景観行政団体となったことに伴い、今後策定する千代田区景観まちづくり計画の運用に向け、景観法に基づき条例に委任された事項及び区が自主的に取り組む事項について規定するため、景観まちづくり条例の全部を改正するものです。

なお、本条例の制定に伴い、昨年第1回区議会定例会で議決された、景観行政団体として景観計画を策定するまでの間において必要な手続等を定めた景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例は廃止されることとなります。

本年7月1日から施行します。

質疑の中で、区の景観まちづくり計画は、有識者や区民などで構成される景観まちづくり審議会の意見を聞きながら検討を進め、パブリックコメントを行い、都市計画審議会の意見を聞いてきたところであり、それを踏まえて今年度中に策定することを区は考えていること、今後の景観まちづくりに当たっては、歴史的文化的視点等、専門的な評価等については、景観まちづくり審議会や、景観アドバイザーなど有識者の意見を聞きながら進めたいと区が考えていること。

また、条例で指導対象に位置づけられる屋外広告物のうち、デジタルサイネージについても、事前協議を必要としているが、規制・誘導のあり方については、今後さらに検討を進めていく必要があると区が考えていることなどが明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第14号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号千代田区営住宅条例の一部を改正する条例は、連帯保証人を確保することができない住宅困窮者の状況にある方であっても、円滑に区営住宅に入居できるようにするため、連帯保証人に関する規定を削除するほか、滞納等に伴う住宅明渡請求に係る延滞損害金の利率を民法に定める法定利率に改めるとともに、規定を整備するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第15号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号千代田区立児童遊園条例の一部を改正する条例は、柳森神社児童遊園用地の無償貸付契約の終了に伴い、同児童遊園を廃止するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑の中で、公園や子供の遊び場の確保については、区が各部にまたがる全体の課題として捉え、充実してできるような方向で取り組んでいきたいと区が考えていることなどが明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第16号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約については、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約を締結するため、千代田区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2項の規定に基づき、議会の議決に付すものです。

契約方法は、制限を付した一般競争入札、契約金額は、65億5600万円、契約の相手方は、大成・本間組建設共同企業体です。

次に、議案第19号（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約については、（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すものです。

契約方法は、制限に付した一般競争入札、契約金額は、6億6808万7200円、契約の相手方は、サンテック・千陽建設共同企業体です。

次に、議案第20号（仮称）四番町公共施設新築空調設備工事請負契約については、（仮称）四番町公共施設新築空調設備工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すものです。

契約方法は、制限を付した一般競争入札、契約金額は、5億1480万円、契約の相手方は、一工・丹野建設共同企業体です。

次に、議案第21号（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約については、（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すものです。

契約方法は、制限を付した一般競争入札、契約金額は、4億3450万円、契約の相手方は、金澤・武蔵野建設共同企業体です。

議案第18号から第21号の4議案は、関連するため一括して審議をしました。

質疑の中で、4件の契約議案のうち、電気工事落札率が低い理由については、電気設備工事は他の工事に比べて手間賃相当の比率が高く、その部分を低く抑えることができるためと考えられること、今回の新型コロナウイルスの影響について、国土交通省から、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症への対応についての通知が来ているが、今後長引けば、本件工事についても何らかの影響が出てくる可能性が考えられること、今回の整備計画のうち、区営四番町アパートの建築年数については、公営住宅法に規定する耐用年限の2分の1である35年を経過していないため、同法上の建てかえ事業ではなく任意建てかえで、という方法によることとなるが、引き続き当該居住者の方々に対して丁寧に対応し、今後、他の区営住宅の建てかえにとってもよい事例としていきたいと区が考えてい

ることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、まず、反対の立場から、計画が二転三転し、正当性のない容易な建てかえ発想に基づいて、居住者の立ち退きを求めることは、住まいの人権をおかす、居住者虐待の暴挙である。

また、総費用が増大することやスケジュールが延長されることが明白である。

本年の10月31日までに転居する意思がなく、反対と表明している居住者が現在十数名、3分の1に及ぶという状況となっている。

今回の契約議案を議決し、契約へと進めばその間工事を中止することとなり、損失補償という公費のむだが発生することがわかっていながら押し進めることは、子供たちのためにとっている大人の判断とは思えない。

よって、反対するとの意見がありました。

同じく、反対の立場から、答弁の中で、区の主張する当該平成2年6月22日の最高裁判例は、賃借人が資産を持ったことにより、公営住宅の入居資格がなくなったことに対する解約申し入れの事例であり、本件四番町の事案とは事実背景が全く異なり、これを同一視することはできず、当該判例は区の主張の根拠になり得ないことがわかった。

また、多くの住民の意思を尊重していないことから、この契約議案について反対するとの意見がありました。

同じく、反対の立場から、1点目は、今回示された意向調査結果から、合意形成が不十分なまま、区が強引に計画を進めようとしていること、任意建替事業の判例から見て、前例のないことを区がしようとしていること、公共施設は区民の共有財産であることにもかかわらず、何よりも区民との合意形成を大事にする立場に立っていないことが明らかとなった点である。

2点目は、財政規律を見失ったと思うばかりの区の税金の使い方である。

自治体の中には、公共施設を耐用期限まで使用することを基本とするというところまで出てきている。

一方で、法定建てかえの時期を迎えていないにもかかわらず、区が強引に建てかえることは、効率的な財政運営の原則に照らし合わせても問題である。

3点目は、複合施設全てを否定するものではないが、経済成長、人口減、大震災など、今後の社会経済情勢を見据えた場合、小回りのきく、いつでも手を加えられるような施設を、いろいろな場所に整備できることがコミュニティの育成にもつながる。

複合施設の大型化は、数十年先を見据えた場合に、その世帯の住民に大きな負担を課すことになりかねず、時代遅れである。

よって、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、区民に共通の財産である、全ての公共施設について、長寿命化を図りながら維持管理していくことが基本であることは言うまでもない。

老朽化を迎えて、有効かつ快適に公共施設を区民利用に供することが第一である。

しかしながら、保育園や児童館については、子育ての場として高まるニーズに十分対応できていないという課題を早急に解決しなければならないことは明らかである。

これまでの委員会での調査及び審査の中で、全ての施設機能の有効性や、老朽化への解決として、2棟一体型の整備が最も望ましいとする区の解決策が示され、その必要性について理解し、今回の施設整備は、行政需要を十分に捉えたものであると判断した。

一方で、四番町アパートの住民のうち仮住宅への転居に反対されている住民に対して、明け渡しの義務を課すことはできないとする意見もあったが、質疑の中で、借地借家法及び区の旧区立住宅及び区営住宅に係る建替等事業実施要綱に基づき、適正かつ十分な居住者理解を今後也得る努力をしていくとの答弁があった。

今後高まる区民ニーズに、新たな施設の機能を十分に活用することにより、区民の福祉向上に役立てていくということは言うまでもなく、施設の維持管理を通じ老朽化などへの対応に努めていくことを区に求め、賛成するとの意見がありました。

討論を終了し、おのおの採決を行った結果、議案第18号から第21号の4議案は、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号財産（建物）の取得については、老朽化し、耐震性の問題のある旧区立外神田住宅の解体に向けて、同住宅の1階及び2階の区分所有部分を取得するため、千代田区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決に付すものです。

取得対象となる区分所有部分は11件で、取得予定額は、6億429万7000円です。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第16号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、企画総務委員会に付託されました12議案の審査経過及び審査結果の報告を終わります。

ありがとうございました。

議長／議案第18号から第21号に対し、討論の通告がありましたので、発言を許可します。

初めに、10番飯島和子議員。

飯島議員／議案第18号、19号、20号、21号について反対の立場から討論を行います。

本議案は四番町にある2つの複合施設を1棟に集約する工事の契約議案です。

1つは区営住宅保育園、児童館、区営集会室の複合施設があり、もう1つは区営アパート、図書館職員住宅の複合施設です。

当初は保育園、児童館の児童福祉施設の老朽化に伴う立て替え契約でした。

ところが、行政の都合で築30年余の区営アパート側の施設も一体で建てかえるものにし

たものです。

この方針転換が、区民との間に大きな矛盾をつくり出してきました。

本議案に反対する第1の理由は、住民合意が不十分なまま計画を推し進めようとしていることです。

区営アパート居住者の3分の1が計画に不同意を表明しています。

それは建築年数が30年余であり、建てかえ必要性がないからです。

耐用年限の2分の1に達しない区営アパートの棟は任意建てかえ事業となり、公営住宅法や区営住宅条例では、居住者に対し、建てかえに伴う明けわたし強制することはできません。

それだけに、事業の円滑な遂行にとって、住民合意が何よりも不可欠です。

ところが、計画の前提である居住者の合意よりも、当該計画の実行を優先させるべく、区は本議案を提案してきました。

公共施設は区民の共有財産です。

その住民の合意をおろそかにした計画遂行は、早晚、行き詰まざるを得なくなることを強調するものです。

反対する第2の理由は、税金の使い方です。

区営アパートは長寿命化計画に沿って2億円を使い、改修工事を済ませました。

その直後に建てかえとした方針転換は、居住者に大きな怒りをもたらしました。

近隣住民が税金の使い方に疑問を持ったのも当然です。

さらに、施設整備の経費総額も当初計画にない、地下鉄出入り口の整備工事に着手したことなどで、当初の105億円から140億円にも膨らんでいます。

埼玉県の長寿命化計画はこのように述べています。

本計画でいう長寿命化とは、これまで50年程度であった住宅の共用期間を、建物の築年や状況等により耐用年限、RC構造で70年まで、できるだけ延伸させることを目標とし、そのために必要な処置を構ずることを意図するものである。

青森県長寿命化計画はこうも言っています。

計画期間内に、耐用年限を迎えるストックについては、鉄筋コンクリート造り等を想定耐用年数75から90年としていることを踏まえ、耐用年限を迎える前に躯体調査を実施し、耐用年限の延長を検討します。

特別区内でも建てかえ計画をもたない区も多く、もっている区も40年以上たった、旧耐震の区営住宅が対象です。

法定建てかえとならない築年数の浅い公営住宅を建てかえるために、借地借家法の正当事由を使って、居住者には明けわたしを請求するという自治体は、全国でも千代田区ぐらいではないでしょうか。

財政規律を見失っていると指摘をせざるを得ません。

子供たちの施設改善は区民みんなが望むものです。

まずは児童施設と区営住宅の棟を優先して建てかえることが、誰もが賛同できる計画になるのではないのでしょうか。

そのことを指摘し、議案第18号から21号までについての反対討論といたします。

議長／次に、22番嶋崎秀彦議員。

嶋崎議員／議案第18号（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約についてから、議案第21号（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約についてまでの4議案につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

公共施設は区民の共有財産であり、長寿命化を図りつつ維持管理を行うことが基本であることは言うまでもありません。

老朽化を抑えて、有効かつ快適に公共施設を区民に利用していただくことは第一であります。

これまでの質疑の中で、四番町住宅、四番町アパートともに長寿命化に向けた改修工事を一部施したものの、さらなる改修は大規模なものにならざるを得ず、その際には居住者の移転などが不可欠になることなどから、区は施設の機能の有効性や老朽化を回避するために2棟一体型の整備が最も望ましいとし、これまで居住者への丁寧な対応も含め計画を進めてきたこと。

一方、区が居住者の意向を調査した結果によると、四番町アパートの住民のうち、仮住宅等への転居に反対している住民が少なからずいらっしゃる中、こうした住民に対して受け渡しの義務を課すことはできないとする指摘があり、区は借地借家法及び旧区立住宅法及び区営住宅にかかわる建替等事業実施要綱で適切かつ十分な居住者理解を得るために、引き続き努力をしていくとの答弁がありました。

こうした中、本契約のために四番町保育園、児童館は既に仮施設に移転され、子供たちの活動に一定の制限がかけられており、一日も早く本施設を整備することが求められることは指摘するまでもありません。

また、居住者の仮移転先として、麴町仮住宅が8月末に着工し10月の転居が予定されている中、仮住宅と現在の四番町に居住者が分かれて住むことは、長年のこの地に住み続けた居住者が築き上げてきたコミュニティを壊すことともに、さらなる費用負担が生じることになります。

執行機関が、新施設の機能を十分に活用することで高まる区民ニーズに対応し、区民の福祉向上に役立てていくことは重要であり、今後もこれまで以上に努力をし続けることを求め、本議案に賛成をいたします。

議長／お諮りします。

令和2年3月11日 令和2年第1回千代田区議会定例会（速報版）

報告にありました、議案第6号千代田区職員等公益通報条例の一部を改正する条例、議案第7号千代田区監査委員条例の一部を改正する条例、議案第9号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号千代田区手数料条例の一部を改正する条例、議案第14号千代田区景観まちづくり条例、議案第15号千代田区営住宅条例の一部を改正する条例、議案第16号千代田区立児童遊園条例の一部を改正する条例、議案第22号財産（建物）の取得については、はやお恭一企画総務委員長の審査報告どおり決定し、議案第18号（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約について、議案第19号（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約について、議案第20号（仮称）四番町公共施設新築空調設備工事請負契約について、議案第21号（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約については、投票システムにより採決したいと思います、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

初めに、議案第18号に賛成の議員は、白のボタンを、反対の議員は、青のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議案第18号は賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第19号に賛成の議員は、白のボタンを、反対の議員は、青のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議案第19号は賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第20号に賛成の議員は、白のボタンを、反対の議員は、青のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議案第20号は賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第21号に賛成の議員は、白のボタンを、反対の議員は、青のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議案第21号は賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第15から第17を一括して議題にします。

永田壮一地域文教委員長より同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

地域文教委員長。

地域文教委員長／地域文教委員会に審査を付託されました3議案につきまして、審査経過及び結果を報告いたします。

議案第11号千代田区印鑑条例の一部を改正する条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録を受けようとする者の意思能力の有無に応じて、印鑑登録の可否を判断するよう、登録資格に関する規定を改めるものです。

現在、欠格条項として挙げている成年被後見人を意思能力を有しない者に改め、成年被後見人であることをもって一律に登録資格から排除するような差別的な対応を行わないようにします。

公布の日から施行をします。

質疑の中で、印鑑登録を受けようとする者の意思能力の有無を判断する基準は、成年被後見人が法定代理人と同行して窓口申請に来た場合に、一定の意思能力があるとみなし、印鑑登録ができるようになること、印鑑証明を取得する際も、成年被後見人のみでは発行せず、法定代理人が同行して、本人が申請した場合に交付し、セキュリティや安全面で、万全の対策を講じることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第11号は、賛成全員により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等のうち特定の事業について、連携施設の確保義務を緩和するとともに、食事の提供及び連携施設の確保に係る経過措置期間を5年から

10年に延長するほか、規定を整備するものです。

公布の日から施行をします。

質疑の中で、千代田区で実施している家庭的保育事業は、あい・ぼーと東神田とあい・ぼーと飯田橋の2カ所であり、いずれも保護者が弁当などを持参していること、保育者が1人で保育を行っているケースが多いため、自園調理あるいは外部搬入を含めて給食を提供するのは難しいこと、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業で2歳まで保育を受けた区民の子供は、3歳になった時点で、最優先で他の園に転園できるようになっていること、家庭的保育事業等の連携施設の確保は現状ではできていないが、何らかの対策を検討していきたいと教育委員会が考えていることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、まず賛成の立場から、家庭的保育事業では食事の提供が難しいとの答弁があったが、これを利用せざるを得ない保護者が今後出てくるかもしれない。

食事の提供の要望が出た際には、事業者と話し合い、相談をし、しっかりと対策をとることを求め、賛成するとの意見がありました。

次に、同じく賛成の立場から、小規模な家庭的保育事業では連携施設の確保が難しく、また食事の提供も大変難しいという事態が明らかになりました。

しかし、経過措置期間を5年延長しないと、千代田区で行われている家庭的保育事業は条例違反になってしまう。

これについて、きちんと対応できるよう条例の変更を考えるか、あるいは家庭的保育事業の中での実現可能性を改めて検証することを求め、賛成するとの意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第12号は、賛成全員により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、幼稚園教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって幼稚園教育水準の維持向上に資するため、幼稚園教育職員が行う業務量の適切な管理等について規定するものです。

幼稚園教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理、その他幼稚園教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行う旨を定めます。

本年4月1日から施行します。

質疑の中で、幼稚園教育職員の労働時間は、ICカードにより管理、把握がされていること、区職員労働組合に加入している幼稚園教育職員はいないこと、持ち帰り業務については国の指針に基づき、各学校の実情にあわせて実施しているが、行わないことが原則であり、当該指針にのっとりつつ働き方改革や職場の課題解決を進めていきたいと教育委員会が考えていることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第17号は、賛成全員により

令和2年3月11日 令和2年第1回千代田区議会定例会（速報版）

可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました3議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／お諮りします。

ただいま報告にありました、議案第11号千代田区印鑑条例の一部を改正する条例、議案第12号千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第17号幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、永田壮一地域文教委員長の審査報告どおり決定したいと思っておりますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第18から第21を一括して議題にします。

内田直之保健福祉委員長より同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

保健福祉委員長。

保健福祉委員長／保健福祉委員会に審査を付託されました4議案の審査経過及び結果を報告いたします。

初めに、議案第13号千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

国民健康保険事業の安定的運営とともに、保険料の負担感への配慮をして国保料の見直しを行った結果、均等割額、保険料率ともに据え置くこととしましたが、政令の改正に基づく月賦限度額と均等割軽減の対象者を拡大するものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

質疑の中で、保険料の上昇による負担を最小限に抑える姿勢を堅持しながら、今後も保険料水準について検討していくことが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、賛成の立場から、他の被用者保険に比べ負担感が大きいものの、自治体独自の工夫を行う姿勢が明確である。

より負担を軽減する努力を今後に求めつつ、今回の改正については、賛成する。

同じく賛成の立場から、区として、国の定めた法制度の中であっても、保険料率の算定や減免水準の緩和等、あらゆる方法を駆使して、できるだけ保険料の上昇を抑えるという姿勢を確認した。

今後も、その姿勢に変わりがないことを聞いたので、賛成するとの意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第13号は、賛成全員により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてです。

令和2年、3年度の後期高齢者医療の保険料軽減のため、関係区市町村の一般財源からの負担を求めるものです。

本年4月1日から施行いたします。

質疑の中で、今回の改正により、政令本則との比較では、均等割額で2600円の減、所得割率では0.69ポイントの減。

結果、1人当たりの平均保険料額で6024円軽減することが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、反対の立場から、2年ごとの見直しにより保険料は上がり、マクロ経済スライドにより年金支給額は減っていく。

医療保険の窓口負担もふえ、後期高齢者医療制度の軽減措置も廃止されていく。

そうした中で保険料の負担増ということであり、本規約の改正に反対する。

また、賛成の立場から、これは千代田区だけではなく東京都全体の話である、広域連合の仕組みにのっとった形でやっていくべきであるため、本規約の改正に賛成するとの意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第23号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号千代田区立高齢者総合サポートセンターの指定管理者の指定についてです。

千代田区立高齢者総合サポートセンターは、平成23年1月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人千代田区社会福祉協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。令和2年度末をもって終了します。

令和3年度からの新たな指定管理者の指定に向け、千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例にのっとり、選定委員会の審議を経て指定管理候補者を選定したため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得るものです。

選定事業者は社会福祉法人千代田区社会福祉協議会、指定期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間です。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第24号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議員提出議案第1号千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

子にかかわる保険料の被保険者均等割額を免除し、子供のいる世帯の経済的負担を軽減するため、条例を整備するものです。

附則に新たに第8条として「当分の間、各年度の初日の前日において18歳未満である被保険者（納税義務者及びその配偶者を除く。）が同一世帯に属する場合における当該被保険者にかかわる第14条の4、第15条の5、第15条の10及び第15条の13の被保険者均等割額は、第15条の4第2号及び第15条の12第2号の規定にかかわらず、零とする。」を加えます。

なお、この条例の施行は、令和2年4月1日からとしており、経過措置として、この条例

による改正後の附則第8条の規定は、令和2年度以降の保険料から適用し、令和元年度までの保険料については、なお従前の例によるものとしております。

質疑の中で、子育て支援という観点から、子供については均等割をゼロにすべきである。所得制限の線引きはせず一律に行い、財源は一般財源の繰り越しを充て3100万円程度となる。

均等割に関しては、将来的に廃止すべきであると提案者が考えていることが明らかになりました。

また、本議案の執行をするためには予算の裏づけが必要。

予算の調製は区長の専権事項であり、区長との協議が行われていない予算を伴う議案は、議員提出できないのではないかと。

中間所得層の方々にも幅があり、一律に行うのではなく、所得の割合に応じて応能負担すべきではないかと。

比較的には豊かである千代田区が行うことによって、他自治体、特に、財政が厳しい地方や被災地の自治体に対してのバランスを欠くことになるのではないかと。

多子世帯に対する何らかの支援が必要であることは理解できるが、一般施策の中で行うべき。

また、子供だけ支援するのでは、障害者や経済的に苦しい方などを考えたとき、不公平さを残すのではないかなどの意見がありました。

質疑を終了し、討論に入り、賛成の立場から、国保制度における均等割自体を将来的に見直すべきではないかと思っている中、とりあえず子供に限って均等割を廃止していくという提案であり、賛成するとの意見がありました。

同じく賛成の立場から、子育て支援の観点から、千代田区で子供がふえてほしい、支援をしていきたいというところで賛成するとの意見がありました。

また、反対の立場から、少子高齢化が進む中、ふえ続ける医療費をどのように補い、国民皆保険制度を維持するかは、重要な課題である。

その対応策として、平成30年に国保の制度改革が行われ、国保財政の健全化を図ることになった。

一方、少子化が進む中で多子世帯の経済的負担を軽減することの必要性も理解する。

しかし、本区では、高校生までを対象に、子ども医療費助成や所得制限のない次世代育成手当の支給や、給食費の無料化など、他の市町村以上にさまざまな子育て支援が展開され、子育て世帯の経済的な支援が講じられている。

全ての子育て世帯のうちの一部に対し、一律に均等割を免除する本議案は、国民皆保険制度の維持可能性を高めるために、国保財政の赤字の縮小を図ろうとする国民健康保険制度改革の目的を無視して、一般会計からの法定外繰入をふやすことになり、公平性において問題がある。

均等割の必要性の判断は、国民健康保険制度のそのものの議論になるべきである。

医療費の適正化など、広域的な運営に転換しようとしている現制度の中で、多子世帯への軽減対策も自治体が独自に行うものではなく、国レベルの制度設計の中で改善していくべきと考え、反対するとの意見がありました。

同じく反対の立場から、子育て世帯への支援という趣旨は理解するが、少子高齢化や医療の高度化で、国保制度そのものの持続可能性が危ぶまれている中では、広域でバランスをとりながら、国が制度改正していくことが必要だと思っている。

そして、限られた財政であり、生活困窮や子育て支援は、支援を必要としている人にもっときめ細かくするべき。

今回のこの条例は、子供の人数や所得制限が一切なく、また、地方や被災地との関係を広く見ると不公平感を生むように感じ、反対するとの意見がありました。

同じく反対の立場から、18歳未満の子供の均等割をゼロにするという本議案について、現在の国保制度の中で、千代田区において子供の均等割をなくすことが、本当に公平性が保てるのかということは、現時点でなかなか判断しづらく、反対するとの意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議員提出議案第1号は、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました4議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／議員提出議案第1号に対し、討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

13番池田ともり議員。

池田議員／議員提出議案第1号千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

現在、国保制度においては、さまざまな事情により、所得の少ない状況に置かれている加入者に対して、均等割の7割、5割、2割の減免が適用されており、既に国保加入世帯の37%がその適用を受けているところです。

さらに来年度の制度改正でも適用される所得枠が拡大され、減額措置を受ける対象者もふえる見込みとなっています。

子育て支援は今後も充実すべきと考えますが、国保加入世帯のうち、子供がいる世帯だけ経済的負担を軽減する今回の提案は所得の多少にかかわらず、国保加入世帯一部の構成員のみ、均等割を一律に軽減することとされており、国民健康保険制度における相互扶助の視点を欠くものであります。

また、その財源については、一般財源を投入することとされており、これは国庫会計への新たな税金投入であることから、他の社会保険加入者から保険料の二重取りであるといった反発を免れず、社会保険制度上の公平性を損なうものと言わざるを得ません。

さらに、国保制度の安定化のための制度改正を踏まえつつ、区民生活の安定のため保険料

令和2年3月11日 令和2年第1回千代田区議会定例会（速報版）

負担を抑えるというバランスを取りながら、一般財源の繰入額を少しずつ削減してきたこれまでの本区が取り組んできた努力への評価を低くするものであります。

子供の均等割軽減といった制度全体にかかわる施策は、全世代型社会保障制度改革の議論においても、国全体のあり方として検討をすべきものと考えます。

これらを総合的に勘案し、本議案には反対をいたします。

議長／お諮りします。

報告にありました、議案第13号千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第24号千代田区立高齢者サポートセンターの指定管理者の指定については、内田直之保健福祉委員長の審査報告どおり決定し、議案第23号東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、議員提出議案第1号千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例は、投票システムにより採決したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

議案第23号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議案第23号は賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議員提出議案第1号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議員提出議案第1号は賛成少数により否決されました。

日程第22から第25を一括して議題にします。

小林やすお予算特別委員長より同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。予算特別委員長。

予算特別委員長／予算特別委員会に審査を付託されました。議案第2号令和2年度千代田

区一般会計予算、議案第3号令和2年度千代田区国民健康保険事業会計予算、議案第4号令和2年度千代田区介護保険特別会計予算、議案第5号令和2年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算、以上令和2年度当初予算4議案について、審査経過及び結果の報告をいたします。

令和2年度の各会計予算は、多岐にわたる分野の調査が必要なことから、3つの分科会を設置し、調査を行いました。

分科会の調査報告を受け、総括質疑を行い、(仮称)四番町公共施設計画や、新型コロナウイルス対策などを審議した後、意見発表に入りました。

意見発表では、各会計予算について次のような意見がありました。

一般会計予算に対し、反対の立場からは、後期高齢者医療特別会計予算案は、来年度の見直しで均等割の軽減制度の廃止などで低所得者の保険料が負担増になり反対である。

国民健康保険事業会計予算案は、区では保険料の付加限度額の引き上げ、一般会計からの法定外繰入を500万円削減にとどめ、9割の国保加入世帯の保険料が今年度と同額にしたことは評価し、区として独自の均等割の軽減策を検討することを求め賛成する。

介護保険特別会計予算はさらなる安心できる施策を求め賛成する。

一般会計予算案は、第1の理由として区長の三番町高級マンションの所有問題で区民への疑惑を広めただけでなく、区政への信頼を一気に貶めた。

第2の理由として、来年度も一極集中を加速する流れが継続している。

第3の理由として、四番町公共施設の建てかえにみられる財政規範を見失った強引な区政運営であることから反対する。

次の意見として、予算特別委員会の中でさまざまな議論が尽くされた。

総括最終日、区長から先日NHKで放送された件に関して発言があったが、とても疑念が晴れるようなものではなかった。

その件に関しては、ほかの場でさらに議論するが、その他の件についても多くの不審な点があり、それに対して明快になったわけではない。

職員の方々の普段の御苦労には感謝するが、このままでは区民に顔向けできないことで、反対する。

次の意見として、変化の激しい時代の中、職員一人一人はさまざまな課題を乗り越えるために仕事をしていることは敬意を表する。

しかし、令和2年度予算は、とりわけまちづくり、開発絡みでその公平性や信頼性が著しく揺らぐ中で、賛否が問われている。

区長の三番町マンション購入疑惑は、職員であれば罰せられる行為であるが、区長であれば罰せられないことが明らかになった。

また、景気の激しい浮き沈みの中、消費税増税やコロナによる不況は区民生活に大打撃であり、今後の減収も明らかである。

区民の目が厳しい中、四番町施設計画は予定通り進捗しないのに予算計上しているが、緊

急を要する民間建物の強靱化、新型コロナ対策、風水害対策などに重点シフトすることを求め、一般会計予算に反対する。

一方、賛成の立場からは、次のような意見がありました。

令和2年度予算は安全を確保し、安心を支える予算として、台風や大雨にかかわる風水害対策、子育て支援、高齢者や障害者の福祉施策など、区民生活を支える予算が過去最大規模で計上されている。

予算編成に当たっては、国の税制改正や社会経済状況が不透明な中、将来においても継続して安定的な行政サービスを提供できるよう中長期的な視点から事業推移や今後10年間の財政状況の見通し、基金の活用などが示され、評価する。

また、待機児ゼロに向けた取り組みや病児保育室の整備、高齢者へのフレイル対策事業や生活困窮者支援の充実など、区民ニーズを的確に捉えた予算であり、新型コロナウイルス感染症対策を強力に推進し、感染拡大防止に努めるなど改めて執行機関に求め賛成をする。次の意見として、令和2年度一般予算は、防災対策や温暖化対策、子供施策を中心に、区民の命と健康を守り、生活の質を確保するため過去最高の積極的な予算となり評価する。具体的には、病児保育室事業、子供の予防接種、難聴者補聴器購入費助成、子どもの権利擁護に関する調査、防災ラジオ配布などが評価できる。

国保会計は昨年並みの法定外繰入を行い、約9割の方の保険料を抑制するなどができた。後期高齢者医療特別会計は、広域連合として引き続き特別対策を行い、約7割の方の保険料負担を抑えることができた。

令和2年度の予算執行に当たっては、区民の皆様とともに築くという姿勢を堅持し行うことを要望し賛成する。

次の意見として、本区の人口は増加傾向にあり、人口構成や世帯構成に応じた行政サービスの提供が求められている。

一方、労働人口の減少が見込まれる中、職員の効率性を上げ、安定した行政サービスを継続していくことも考えなければならない。

令和2年度予算編成に当たっては既存事業の見直しや再構築を行い、民間開放やICT技術の活用を検討をしていく考えが示された。

また、以前より指摘している意思形成過程の明確化については庁内議論を進め、AI議事録やプレリリースを進める中で総合的に取り組むとの答弁があった。

一方、ベテラン職員の大量退職では外部研修や職場内研修を積み重ね対応するとのこと。来年度は恣意的な人事登用を排除し、持てる力を発揮できる人材育成や組織づくりを推進することを期待し、各会計予算に賛成する。

次の意見として、分科会において、子ども部と地域振興部の施策と予算について各種項目を確認した。

先を見据えた人材育成で必要な具体が高い執行率で推進されていくことを期待する。

また、今回の休校措置で学習機会が途絶え、万一のときも学び続けられる仕組みの早期整

備を願う。

予算についてはコロナ対策で今後さらに必要になる可能性がある。

そのような中で、行政CVCを実施するには区民の信頼を得ることが大切である。

信頼に値する姿勢を今後の行政の中で示すことを求め賛成する。

次の意見として、本予算はフレイルや引きこもりなど、さまざまな顕在化している問題の対応も視野に入れた予算となっていることは評価する。

緊急事態ともいえる新型コロナウイルス対策への個別の予算はないが、刻々と変わる状況に柔軟な対応で住民の安全・安心をしっかりと守っていただくことを求め賛成するとの意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第2号及び第5号の2議案は賛成多数で、議案第3号及び第4号の2議案は賛成全員で、いずれも可決すべきものと決定をいたしました。

以上で予算特別委員会に審査を付託されました当初予算4議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／お諮りします。

ただいま報告にありました、議案第3号令和2年度千代田区国民健康保険事業会計予算、議案第4号令和2年度千代田区介護保険特別会計予算は、小林やすお予算特別委員長の審査報告どおり決定し、議案第2号令和2年度千代田区一般会計予算、議案第5号令和2年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算は、投票システムにより採決したいと思います、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

初めに、議案第2号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議案第2号は賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第5号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

令和2年3月11日 令和2年第1回千代田区議会定例会（速報版）

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議案第5号は賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第26を議題にします。

提出者を代表して、はやお恭一議員より提案理由の説明をお願いします。

はやお恭一議員。

はやお議員／議員提出議案第2号につきまして、提案理由を説明申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

総合設計制度等の調査に関する決議。

下記により総合設計制度及び地区計画制度に係る事項の調査に関する決議を提出します。

1. 調査事項。

本議会は、地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項に基づき、総合設計制度及び地区計画制度に係る事項について調査するものです。

2. 調査権限。

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項の権限を企画総務委員会に委任する。

3. 調査期限。

企画総務委員会は、閉会中も調査できるものとし、1に掲げる調査が終了するまで、2に掲げる調査権限を有する。

4. 調査経費。

本調査に要する経費は、本年度において、50万円以内、来年度においては、300万円以内とする。

以上、決議する。

令和2年3月11日、千代田区議会。

満場一致御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました、議員提出議案第2号総合設計制度等の調査に関する決議は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

議員提出議案第2号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してくだ

さい。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議員提出議案第2号は賛成全員により原案どおり可決されました。

日程第27を議題にします。

提出者を代表して、飯島和子議員より提案理由の説明をお願いします。

飯島和子議員。

飯島議員／議員提出議案第3号国民健康保険料の子どもに係る均等割保険料の軽減を求める意見書について、提出者を代表して提出理由を御説明申し上げます。

提案理由の説明は案文の朗読をもってかえさせていただきます。

国民健康保険は国民皆保険制度を支える大切な社会保障の役割を果たしています。

今日、国保加入者の職業構成は制度発足当時と比べ、高齢者と非正規被用者が多数となり、低所得者世帯が少なくありません。

ところが、国民健康保険料は毎年のように上がり続け、所得の1割を占めるに至っています。

このような中で国の財政支援を強め、保険料負担を軽減することが切実に求められています。

中でも均等割の負担軽減が急がれます。

会社員や公務員が加入する被用者保険は、扶養する子供の数がふえても保険料は変わりませんが、国保料は世帯内の全ての被保険者に同額の均等割額が賦課されるからです。

この仕組みにより子供の数が多い世帯ほど負担が大きくなります。

全国知事会など、地方団体も「子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入」を求めています。

この提案は医療保険制度間の公平を図るとともに、子育て世代の経済的負担の軽減につながっています。

よって、千代田区議会は政府に対し、国民健康保険料の子供に係る均等割保険料の軽減措置を速やかに導入するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

年月日、千代田区議会議長名をもって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛て、提出するものです。

以上、満場一致をもって御賛同くださるようお願い申し上げます、提案による説明といたします。

議長／議員提出議案第3号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、8番うがい友義議員。

うがい議員／議員提出議案第3号国民健康保険料の子どもに係る均等割保険料の軽減を求める意見書に、反対の立場から討論いたします。

被保険者にはない均等割については、低所得者対策として軽減制度が設けられています。他の被保険者保険料への影響を与えないよう、軽減に必要な財源は、国庫負担と区の一般財源で賄われています。

既に本区では、国保加入世帯全体の7900世帯のうち、約37%に上る約3000世帯において均等割がこの軽減適用なされています。

こうした低所得者に対する均等割、軽減策に加えて、所得の高いにかかわらず、子育て支援の目的に焦点をあてて子供の均等割を軽減することは、経済的に厳しい状況にある障害のある方や高齢者、災害に遭われた方などとの均衡を失することになり、公平性に問題が生じると考えます。

また、子供の均等割免除を実施するための財源を一般会計からの繰入金に求めることは、国保財政の健全化のため法定外繰入を解消する取り組みに逆行し、本区がさまざまな工夫を重ねて、保険料の上昇を抑えつつも法定外繰入を縮減している努力にも反するとともに、ほかの社会保険加入者からの批判も予想されます。

以上のような理由から本意見には反対いたします。

議長／次に、11番牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／議員提出議案第3号国民健康保険料の子どもに係る均等割保険料の軽減を求める意見書に、賛成の立場から討論を行います。

本意見書は、政府において国民健康保険における子供の均等割額について、軽減措置の導入を求めるものであります。

国民健康保険加入者の平均保険料は、政府の試算でも中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合けんぽの1.7倍という水準で、保険料負担型の医療保険に比べ大変重くなっています。

その要因の1つが、所得に応じて計算する国保料の所得割額にプラスして、大人から生まれた赤ちゃんとまで、加入者一人一人に対してかかる均等割額という保険料があるからであります。

このため国保加入世帯では、子供がふえればふえるほど均等割額が加算され、保険料負担が重くなっていきます。

一方、同じ医療保険制度でも、被用者保険の組合健康保険や協会けんぽ、共済組合にはこ

うした負担がありません。

子供がふえると保険料の負担が重くなる均等割の制度は、子育て支援のためにさまざまな負担軽減策を進めている千代田区の子育て支援施策の方向とも、相容れないのではないのでしょうか。

この立場で、私たちは区独自に国保の子供の均等割額を免除する国保条例の改正案を提案いたしました。

しかし、条例案は残念ながら否決となりましたけれども、条例審査の中で委員から子育て世代への支援という趣旨は理解しているが、国が制度改革をしていくのが必要だと思う。

国保制度のあり方ということでは、国にその制度のあり方を再度改善に向けて行ってもらいという意見が述べられ、先ほどの議員提出議案第1号の反対討論でも、均等割の軽減については国が検討すべき旨の意見がありました。

そうした声を踏まえて提案したのが、今回の意見書であります。

今、独自に子供に係る均等割額を軽減する措置を講じている自治体がふえています。

それは、独自に一般財源を繰り入れ、国保料を引き下げる自治体に対し、安倍政権がペナルティを強化しようとする中、そのペナルティを避けて国保料の負担軽減を図る一つの知恵でもあります。

こういう流れが広がる中で、全国知事会も医療保険制度間の公平と子育て支援の立場から、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入を、国に対し要望し始めました。

千代田区議会が本意見書を否決することは、全国に広がる子育て支援拡充の大きな流れに逆らうことになるのではないのでしょうか。

よって、本意見書に賛成いたします。

議長／お諮りします。

説明ありました、議員提出議案第3号国民健康保険料の子どもに係る均等割保険料の軽減を求める意見書は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

議員提出議案第3号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議案第3号は賛成少数により否決されました。

日程第28及び第29を一括して議題にします。

提出者を代表して、西岡めぐみ議員より提案理由の説明をお願いします。

西岡議員。

西岡議員／議員提出議案第4号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書。

中華人民共和国湖北省武漢市で昨年12月に確認された新型コロナウイルスによる感染症は、世界中に急速に拡散し、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、国際的な脅威となっています。

国内においても感染者は日増しに増加し、状況は刻々と変化しています。

国は、2月25日新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めるため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を策定したところであり、この方針に沿って、国や地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民が一体となって対策をさらに進めていくことが求められています。

よって、本区議会は国会及び政府に対し国民の安全安心の確保を最優先に、感染症対策をさらに推進するため、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望します。

1. 国民が冷静に行動できるよう、具体的な感染予防の方法を周知徹底するとともに、デマ、風評被害を防ぐため、個人情報に配慮しながら、正確で詳細な情報提供を多言語・多様な方法により迅速に行うとともに、統一的な対応方針を提示すること。
2. 自宅待機者の重症化の兆しを見逃さないため、専門的かつ多言語・多様な方法により相談体制の充実を急ぐこと。
3. 診察及び検査が適切に行えるよう、検査機器、検査試薬、医療物資などの供給をふやし、官民の力を総動員して、国の責任で多言語で対応できる体制を拡充すること。
4. 患者の増加に備えた治療体制整備のための支援の充実を図り、院内感染対策のさらなる徹底や感染制御のために必要な物資の提供を図ること。
あわせて搬送用車両や人員の調達を支援すること。
5. 風評被害対策に万全の対策を講じ、中小零細企業に対する緊急の融資を行うとともに、幅広く収入補償のための措置の充実を図ること。
6. 福祉施設での感染予防用品等の在庫不足に対し、供給が十分に行われるように対策を強化するとともに、休業による減収で運営困難とならないための支援と、施設利用者家族への支援を行うこと。
7. 学童保育、学校、その他の施設でのあらゆる児童生徒の居場所確保事業及び学校給食にかわる食事の提供事業に対する財政支援を行うとともに、児童生徒・保護者等のメンタルケアを講じること。

また、学校給食中止の影響を受ける事業者や生産者に対する特別の支援策を講じること。

8. 各地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

年月日千代田区議会議長名をもって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣あて提出するものです。

引き続き、議員提出議案第5号につきまして御説明申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書。

中華人民共和国湖北省武漢市で昨年12月に確認された新型コロナウイルスによる感染症は、世界中に急速に拡散し、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、国際的な脅威となっています。

国内においても感染者は日増しに増加するなど状況は刻々と変化しています。

東京都では、「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、さまざまな対策を講じていること、また、厚生労働大臣あての緊急要望、国への働きかけなど、さまざまな対応をとられていることに敬意を表する一方で、今後さらなる感染拡大防止対策の強化を推進するため、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望します。

1. 区市町村との連携を密にし、デマや風評被害に対応するための正確で詳細な情報提供を多言語・多様な方法により迅速に行うこと。

また、多言語・多様な方法により、速やかに相談が受けられるよう相談体制の充実を図ること。

2. 患者の増加に備えた診察、検査、治療体制整備のための支援の充実を図り、院内感染対策のさらなる徹底や感染制御のために必要な物資の提供を図ること。

あわせて搬送用車両や人員の調達を支援すること。

3. 中小零細企業に対する緊急融資に都が利子補給を行い、無利子にするとともに、既に利用している方が、融資についても返済困難となった場合は返済猶予等の救済策を行うこと。

また、国の収入補填のための措置が不十分な場合、都が追加で支援策を講じること。

4. 福祉施設での感染予防用品等の在庫不足に対し、供給が十分に行われるよう対策を強化するとともに施設利用者の利用休止や休業が原因となる減収で運営困難とならないための支援と影響を被る施設利用者家族への支援を行うこと。

5. 学童保育、学校、その他の施設でのあらゆる児童生徒の居場所確保事業及び学校給食にかかわる食事の提供事業に対する財政支援を行うとともに、児童生徒・保護者等のメンタルケアの支援を講じること。

また、学校給食中止の影響を受ける事業者や生産者に対する特別の支援策を講じること。

6. 各区市町村が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和2年3月11日 令和2年第1回千代田区議会定例会（速報版）

年月日、千代田区議会議長名をもって、東京都知事あて提出するものです。
満場一致御議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました、議員提出議案第4号新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書、議員提出議案第5号新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書は、西岡めぐみ議員の提案説明どおり、満場一致決定したいと思いますが異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

次に、企画総務委員長から、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の請願継続調査一覧表どおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

次に、企画総務委員長、地域文教委員長、保健福祉委員長、議会運営委員長、オリンピック・パラリンピック対策特別委員長、景観・まちづくり特別委員長、災害時要配慮者等対策特別委員長、文化財保存・活用特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれの閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全て議了しました。

会議規則第6条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

石川区長より閉会の挨拶をお願いいたします。

区長。

区長／令和2年第1回区議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回の定例区議会におきまして、御提案いたしました諸議案は、令和元年度千代田区一般会計補正予算第3号並びに令和2年度各会計予算を初め、条例の新設、改正、人事案件などでございます。

御審議の上、御議決、御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

特に主要案件でありました予算関係議案の審議に当たりましては、前議員をもって構成されました予算特別委員会が設置され、さらに分科会方式により長時間にわたり御審議をいただきました。

小林やすお委員長、はやお恭一、永田壮一、内田直之各副委員長におかれましては、その御労苦に心から感謝を申し上げます。

今定例会の審議の過程におきまして、私ごとを含め、さまざまな御意見、御指摘を賜りました。

審議の過程で賜りました御意見、御指摘を十分踏まえるとともに、より効率的、効果的にかつ公正な行政運営に徹し、さらなる区民福祉の向上に全力を***してまいります。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐり、日本を初め、世界各国に大きな影響を与えているところであります。

このたびの新型コロナウイルス感染症により、亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、発症された方々に心からお見舞いを申し上げます。

本区での新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、去る2月5日に危機管理対策本部を開催し、新型コロナウイルス対策等の情報共有を図るとともに、今後の対応策を協議いたしました。

その後、2月19日に新型コロナウイルス感染症について全庁的に連携し適切に対応をしていくため、千代田区健康危機管理対策本部を立ち上げ、高齢者、障害者等の要支援者や区内事業者への対応を協議するとともに、社会福祉施設、各庁舎等に対し感染予防策の徹底を図ること、さらには各事業部が実施事業について検討し、感染拡大を防止するため、当該所管事業の延期、または中止の判断をするよう指示をいたしました。

また2月26日には、区民への予防策の周知と相談対応、感染の拡大防止策について、3番目に小中学校、中等教育学校、幼稚園、保育園、学童保育等の対応について、4番目が職員の感染防止についてをまとめ、新型コロナウイルス感染防止に関する千代田区の基本方針を策定し、今後の区内での状況を踏まえ、随時区民の安全を確保する対応を講ずるものとしたしました。

令和2年3月11日 令和2年第1回千代田区議会定例会（速報版）

このため、感染の拡大防止のために特に注意すべきは集団感染であるとの視点から、多くの方が一定の場所に一定の時間滞留するイベントや施設利用を、当面3月15日まで原則中止する方針を定めました。

とりわけ、高齢者、基礎疾患のある方の感染リスクを勘案し、総合的に判断をしたものであります。

具体的には、千代田区図書館などの区内図書館の閲覧の中止、かがやきプラザでの社会福祉協議会による高齢者向けの講習会やイベントなどの中止を決定しております。

なお、千代田区のさくらまつりについても、この方針に基づいて中止することにしており、その他の中止情報について、区のホームページ上で早期に確認できるようになっております。

区立小中学校、中等教育学校の臨時休校、高齢者施設、区内図書館の利用制限等で区民の皆様には何かと御不自由をおかけいたしますが、何卒御理解、御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

さらに、3月9日に開催されました第7回健康危機管理対策本部会議では、新型コロナウイルス感染症の現状報告と、本区各事業部門の判断において、時差出勤等の枠を拡大するなど、状況に応じた柔軟な対応を図るよう指示をしたところであります。

本区では、引き続き新型コロナ感染症拡大防止に向け、状況等を注視し、さきに設置されました千代田区議会災害対策支援本部、新型コロナウイルス等本部と連携し、さまざまな対応策を講じてまいり所存でありますので、区議会の皆様方の一層の御理解、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、令和2年第1回区議会定例会閉会の挨拶といたします。

長時間どうもありがとうございました。

議長／以上で、本年第1回定例会を閉会します。

散会します。